

●質問及び回答

札幌市上下水道料金検針・新設登録等業務（中央区・南区）  
 札幌市上下水道料金検針・新設登録等業務（北区・西区・手稲区）  
 札幌市上下水道料金検針・新設登録・収納等業務（東区・白石区・厚別区）  
 札幌市上下水道料金検針・新設登録等業務（豊平区・清田区）

| No | 質問日  | 公表日  | 質問事項  | 回答  |
|----|------|------|---|---|
| 1  | 7/13 | 7/18 | 「上下水道料金検針・新設登録等業務」ア.中央区・南区、イ.北区・西区・手稲区、エ.豊平区・清田区及び「上下水道料金検針・新設登録・収納等業務」ウ.東区・白石区・厚別区につきまして、それぞれ貸与される料金システム端末機、拠点端末（検針システム機器）の台数をご教示願います。 | 貸与する台数については未定です。<br>なお、参考として、現受託者に貸与している電算機器の台数について、一部を抜粋し、別紙1のとおり回答いたします。  |
| 2  | 7/13 | 7/18 | 「上下水道料金検針・新設登録等業務」ア.中央区・南区、イ.北区・西区・手稲区、エ.豊平区・清田区及び「上下水道料金検針・新設登録・収納等業務」ウ.東区・白石区・厚別区につきまして、それぞれ貸与される検針用タブレットの台数をご教示願います。                 | 貸与する台数については未定です。<br>なお、参考として、現受託者に貸与している電算機器の台数について、一部を抜粋し、別紙1のとおり回答いたします。  |
| 3  | 7/13 | 7/18 | 導入されている料金システムおよび検針システムの操作マニュアルを開示して頂けるか、ご教示願います。  | 次のマニュアルについて開示が可能です。窓口又は郵送等により開示いたしますので、ご希望の場合は水道局総務部総務課契約係までご連絡ください。<br>① 検針システム現地端末操作マニュアル（一部非公開）<br>② 検針システム拠点端末操作マニュアル<br><br>なお、料金システムについては、操作方法に特化したマニュアルはありません。操作方法については、契約締結後に提供する各業務マニュアルに基づき、実務研修等によりお教えします。 |
| 4  | 7/13 | 7/18 | 札幌市水道局告示第241号の3入札参加資格について、水道メーター検針業務の実務経験を5年以上有する常勤の業務責任者を配置できる者であることとありますが、提出書類は配置予定者の雇用保険被保険者証と任意の経歴書で宜しいか、ご教示願います。                   | 例示いただいた書類をご提出いただく形で構いません。   |

## 貸与機器台数抜粋(参考)

| 名 称                                       | 中央・南 | 北・西・手稲 | 東・白石・厚別 | 豊平・清田 |
|---|------|--------|---------|-------|
| <b>■料金システム機器一覧</b>                        |      |        |         |       |
| 料金システム端末機<br>(ファイリングシステム端末機及び新設登録業務端末機含む) | 11台  | 11台    | 19台     | 7台    |
| <b>■検針システム機器一覧</b>                        |      |        |         |       |
| 拠点端末                                      | 2台   | 3台     | 4台      | 2台    |
| 現地端末 (USBケーブル付き) ※                        | 50台  | 80台    | 80台     | 45台   |
| 検針用タブレット                                  | 1台   | 1台     | 2台      | 1台    |

※ 本台数は予備機を含むものである

●質問及び回答

札幌市上下水道料金検針・新設登録等業務（中央区・南区）  
 札幌市上下水道料金検針・新設登録等業務（北区・西区・手稲区）  
 札幌市上下水道料金検針・新設登録・収納等業務（東区・白石区・厚別区）  
 札幌市上下水道料金検針・新設登録等業務（豊平区・清田区）

| No | 質問日  | 公表日  | 質問事項   | 回答  |
|----|------|------|--|---|
| 1  | 7/13 | 7/18 | ①入札説明書4 入札参加資格（3）の件ですが、現在、貴局と受託契約を締結している場合でも、契約書等の証明書類の提出が必要でしょうか。ご教示願います。   | 必要となります。  |
| 2  | 7/13 | 7/18 | ②入札説明書4 入札参加資格（4）の件ですが、上記同様、現在、貴局と受託契約を締結している場合でも、従事者証等による証明書類が必要となりますでしょうか。ご教示願います。   | 必要となります。  |
| 3  | 7/13 | 7/18 | ③入札説明書5 入札書の提出方法の件ですが、入札書提出時に入札説明書 別記4の積算内訳書の添付提出も必要でしょうか。ご教示願います。   | 不要です。   |
| 4  | 7/13 | 7/18 | ④別記2 提案書等作成要領 3提案書の作成（6）に「体制については、実際に従事する想定の者の氏名を記載すること」との記載がありますが、所長、副所長等の業務責任者、副責任者等まででしょうか。もしくは、整理員、検針員等の作業員氏名も記載が必要となりますでしょうか？<br>また、整理員、検針員等の作業員氏名の記載が必要な場合、受託地区していない地区については、どのような形での記載が望ましいのでしょうか。ご教示願います。 | 提案書を作成・提出いただく時点で従事することが想定される整理員については記載をお願いいたします。検針員については、記載いただかなくとも構いません。<br>また、整理員の氏名を記載いただく場合は、入札に参加する地区ごとに氏名を記載いただくようお願いいたします。 |